

議案第 9 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 3 月 1 6 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.57」を「100分の4.97」に改める。

第5条中「2万7,800円」を「2万7,600円」に改める。

第6条第1号中「2万700円」を「2万1,600円」に改め、同条第2号中「1万350円」を「1万800円」に改め、同条第3号中「1万5,525円」を「1万6,200円」に改める。

第7条中「100分の1.75」を「100分の1.93」に改める。

第9条中「9,300円」を「7,200円」に改める。

第10条第1号中「7,200円」を「9,300円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「4,650円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「6,975円」に改める。

第11条中「100分の1.60」を「100分の1.73」に改める。

第26条第1号ア中「1万9,460円」を「1万9,320円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,490円」を「1万5,120円」に改め、同号イ(イ)中「7,245円」を「7,560円」に改め、同号イ(ウ)中「1万868円」を「1万1,340円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「5,040円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「6,510円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「3,255円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「4,883円」に改め、同条第2号ア中「1万3,900円」を「1万3,800円」に改め、同号イ(ア)中「1万350円」を「1万800円」に改め、同号イ(イ)中「5,175円」を「5,400円」に改め、同号イ(ウ)中「7,763円」を「8,100円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「3,600円」に改め、同号エ(ア)中「3,600円」を「4,650円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「2,325円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」を「3,488円」に改め、同条第3号ア中「5,560円」を「5,520円」に改め、同号イ(ア)中「4,140円」を「4,

320円」に改め、同号イ(イ)中「2,070円」を「2,160円」に改め、同号イ(ウ)中「3,105円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「1,860円」を「1,440円」に改め、同号エ(ア)中「1,440円」を「1,860円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「930円」に改め、同号エ(ウ)中「1,080円」を「1,395円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.97</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第6条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.57</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第6条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3

新	旧
号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万1,600円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>1万800円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万6,200円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.93</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>9,300円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>4,650円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,975円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.73</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険	号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万700円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>1万350円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万5,525円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.75</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>7,200円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>3,600円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>5,400円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.60</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険

新	旧
者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万9,320円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万5,120円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>7,560円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万1,340円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,040円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6,510円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>3,255円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4,883円</u> オ・カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に	者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万9,460円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万4,490円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>7,245円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万868円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,510円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>5,040円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,520円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,780円</u> オ・カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に

新	旧
規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万3,800円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>1万800円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>5,400円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>8,100円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について<u>3,600円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>4,650円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,325円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,488円</u> オ・カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き51万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当する者を 除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に 規定する世帯主を除く。) 1人について	規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万3,900円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>1万350円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>5,175円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>7,763円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世 帯主を除く。) 1人について<u>4,650円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ に定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>3,600円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>1,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>2,700円</u> オ・カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き51万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当する者を 除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に 規定する世帯主を除く。) 1人について

新	旧
<u>5, 520円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>4, 320円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 16 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 240円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世 帯主を除く。）1人について <u>1, 44 0円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>1, 860円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>930円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 395円</u> オ・カ 略	<u>5, 560円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>4, 140円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 07 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 105円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世 帯主を除く。）1人について <u>1, 86 0円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1世帯について<u>1, 440円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>720円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 080円</u> オ・カ 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

平成30年4月から施行された国民健康保険の制度改革により、本町の国民健康保険の運営は広域化され、愛知県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことになりました。

これにより愛知県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を決定するとともに保険料率の標準的な水準を表す標準保険料率を示し、市町村は、この標準保険料率を参考に独自財源や収納率等の個別の状況を踏まえて、実際の保険税率を決定します。

この度、令和2年度の国民健康保険事業納付金額が示され、その金額は、平成30年度納付金の決算剰余金の活用や国費の増額により、今年度と比べ若干減少しました。しかしながら、医療費水準及び所得水準の高い本町においては、一人当たり納付金額が県内6位と高く、平成30年度から段階的な税率等の改正を行っているものの、それまで税率等を据え置いてきた影響も大きく、依然、納付金の不足分を補うまでに至っていません。

また一方で、少子化の進行や社会保険制度の適用拡大など、被保険者を取り巻く環境は変化しており、課税単位である世帯規模が縮小する中、多子世帯ほど負担が増す状況についても、改善の必要を認識しています。

医療の高度化や被保険者の高齢化等による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険制度を目指すためには、税率等の継続的な見直しが必要不可欠であり、被保険者を取り巻く環境変化を踏まえ、過度な負担増とならぬよう十分に留意した上で、必要な税率等の改正を行うものです。

2 改正の概要

○国民健康保険税率等の見直し

ア 基礎課税額（医療分）に関する改正

	改正前	改正後	改正条項
所得割	4.57%	4.97%	第3条
資産割	10.0%	10.0%	改正なし
均等割	27,800円	27,600円	第5条
平等割	20,700円	21,600円	第6条
特定世帯	10,350円	10,800円	
特定継続世帯	15,525円	16,200円	

イ 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改正前	改正後	改正条項
所得割	1.75%	1.93%	第7条
均等割	9,300円	7,200円	第9条
平等割	7,200円	9,300円	第10条
特定世帯	3,600円	4,650円	
特定継続世帯	5,400円	6,975円	

ウ 介護納付金課税額に関する改正

	改正前	改正後	改正条項
所得割	1.60%	1.73%	第11条
均等割	11,100円	11,100円	改正なし
平等割	5,700円	5,700円	改正なし

エ 国民健康保険税の減額に関する改正（第26条関係）

(7割軽減)	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割	19,460円	19,320円	第1号ア
医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	14,490円	15,120円	第1号イ(ア)
医療分平等割（特定世帯）	7,245円	7,560円	第1号イ(イ)
医療分平等割（特定継続世帯）	10,868円	11,340円	第1号イ(ウ)

後期高齢者支援金分均等割	6, 510円	5, 040円	第1号ウ
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	5, 040円	6, 510円	第1号エ(ア)
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯）	2, 520円	3, 255円	第1号エ(イ)
後期高齢者支援金分平等割（特定継続世帯）	3, 780円	4, 883円	第1号エ(ウ)
（5割軽減）	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割額	13, 900円	13, 800円	第2号ア
医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	10, 350円	10, 800円	第2号イ(ア)
医療分平等割（特定世帯）	5, 175円	5, 400円	第2号イ(イ)
医療分平等割（特定継続世帯）	7, 763円	8, 100円	第2号イ(ウ)
後期高齢者支援金分均等割	4, 650円	3, 600円	第2号ウ
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	3, 600円	4, 650円	第2号エ(ア)
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯）	1, 800円	2, 325円	第2号エ(イ)
後期高齢者支援金分平等割（特定継続世帯）	2, 700円	3, 488円	第2号エ(ウ)
（2割軽減）	改正前	改正後	改正条項
医療分均等割額	5, 560円	5, 520円	第3号ア
医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	4, 140円	4, 320円	第3号イ(ア)
医療分平等割（特定世帯）	2, 070円	2, 160円	第3号イ(イ)
医療分平等割（特定継続世帯）	3, 105円	3, 240円	第3号イ(ウ)
後期高齢者支援金分均等割	1, 860円	1, 440円	第3号ウ
後期高齢者支援金分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）	1, 440円	1, 860円	第3号エ(ア)

後期高齢者支援金分平等割（特定世帯）	7 2 0 円	9 3 0 円	第 3 号エ(イ)
後期高齢者支援金分平等割（特定継続世帯）	1 , 0 8 0 円	1 , 3 9 5 円	第 3 号エ(ウ)

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

【参考】モデルケースによる税額比較表

税率										
	新	所得割	資産割	均等割	平等割	旧	所得割	資産割	均等割	平等割
	医療	4.97%	10%	27,600	21,600	医療	4.57%	10%	27,800	20,700
	支援	1.93%		7,200	9,300	支援	1.75%		9,300	7,200
	介護	1.73%		11,100	5,700	介護	1.60%		11,100	5,700

○パターン1 総所得700万円				* 給与収入の場合、912万円							(単位:円)	
試算条件	項 目	世帯主(50歳)	妻(39歳)	算出税額	年 度		医療給付費分	支援金等分	介護納付金分	合 計	備 考	
	営業収入	12,000,000	0		2年度(試算)	①	408,200	152,400	132,100	692,700	増減比	1.07倍
	給与収入	0	640,000		1年度(現行)	②	381,100	142,500	123,500	647,100		
	総所得	7,000,000	0		差 引 額	①－②	27,100	9,900	8,600	45,600		
	固定資産税	0	0									

○パターン2 総所得400万円				* 給与収入の場合、567万円							(単位:円)	
試算条件	項 目	世帯主(40歳)	妻(33歳)	算出税額	年 度	医療給付費分	支援金等分	介護納付金分	合 計	備 考		
	営業収入	7,500,000	0		2年度(試算)	①	259,100	94,500	80,200	433,800	増減比 1.06倍	
	給与収入	0	500,000		1年度(現行)	②	244,000	90,000	75,500	409,500		
	総所得	4,000,000	0		差 引 額	①－②	15,100	4,500	4,700	24,300		
	固定資産税	0	0									

○パターン3 総所得200万円				* 給与収入の場合、311万円							(単位:円)	
試算条件	項 目	世帯主(45歳)	子(7歳)	算出税額	年 度		医療給付費分	支援金等分	介護納付金分	合 計	備 考	
	営業収入	3,500,000	0		2年度(試算)	①	159,700	55,900	45,600	261,200	増減比	1.04倍
	総所得	2,000,000	0		1年度(現行)	②	152,600	55,000	43,500	251,100		
	固定資産税	0	0		差 引 額	①－②	7,100	900	2,100	10,100		

○パターン4 総所得100万円				* 給与収入の場合、167万円							(単位:円)	
試算条件	項 目	世帯主(73歳)	妻(70歳)	算出税額	年 度		医療給付費分	支援金等分	介護納付金分	合 計	備 考	
	年金収入	2,200,000	700,000		2年度(試算)	①	71,600	24,700	0	96,300	5割軽減対象世帯	
	給与収入	0	360,000		1年度(現行)	②	68,700	24,600	0	93,300	増減比 1.03倍	
	総所得	1,000,000	0		差 引 額	①－②	2,900	100	0	3,000		
	固定資産税	0	0									

○パターン5 総所得400万円				* 給与収入の場合、567万円							(単位:円)	
試算条件	項 目	世帯主(45歳)	妻(43歳)	算出税額	年 度		医療給付費分	支援金等分	介護納付金分	合 計	備 考	
	営業収入	7,500,000	0		2年度(試算)	①	314,300	108,900	91,300	514,500	増減比 1.04倍	
	総所得	4,000,000	0		1年度(現行)	②	299,600	108,600	86,600	494,800		
	固定資産税	0	0		差 引 額	①－②	14,700	300	4,700	19,700		
	項 目	子(16歳)	子(13歳)									
	総所得	0	0									

○パターン6 総所得200万円				* 給与収入の場合、311万円							(単位:円)	
試算条件	項 目	世帯主(45歳)	妻(43歳)	算出税額	年 度	医療給付費分	支援金等分	介護納付金分	合 計	備 考		
	営業収入	3,500,000	0		2年度(試算)	①	188,500	62,700	51,200	302,400	2割軽減対象世帯 増減比 1.02倍	
	総所得	2,000,000	0		1年度(現行)	②	181,800	64,700	49,000	295,500		
	固定資産税	0	0		差 引 額	①－②	6,700	-2,000	2,200	6,900		
	項 目	子(16歳)	子(13歳)									
	総所得	0	0									